

医療法人 医仁会主催
2026年度 介護職員等による喀痰吸引研修事業
(第1号研修・「不特定多数の者対象」)
受講者募集要項

医療法人 医仁会では、平成24年4月に法改訂された「社会福祉士及び介護福祉士法」により、介護職員等によるたん吸引等の実施について制度化されたことから、介護保険施設や障害者施設等において、不特定多数の利用者に対し適切に喀痰吸引等の医行為が実施できる介護職員等を養成することを目的とした、研修事業を以下の要領で開催します。受講ご希望の方は以下の要領および注意事項をよくお読みの上、所定の期間内にお申込みください。

記

1	主催・研修事業者	医療法人 医仁会 さくら総合病院 〒480-0127 愛知県丹羽郡大口町新宮一丁目129番地												
2	研修内容	第1号研修・「不特定多数の者対象」												
3	研修期間	2026年 6月 1日 ～ 2026年 12月 29日 研修日程は別紙を参照してください。												
4	研修会場	<p>基礎研修（講義・演習）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>会場名</td> <td>有料老人ホーム 太郎と花子</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〒480-0127 愛知県丹羽郡大口町新宮1-10</td> </tr> </table> <p>実地研修</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>研修機関</td> <td>医仁会 さくら総合病院</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〒480-0127 愛知県丹羽郡大口町新宮1-129</td> </tr> <tr> <td>研修機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> </table>	会場名	有料老人ホーム 太郎と花子	所在地	〒480-0127 愛知県丹羽郡大口町新宮1-10	研修機関	医仁会 さくら総合病院	所在地	〒480-0127 愛知県丹羽郡大口町新宮1-129	研修機関		所在地	
会場名	有料老人ホーム 太郎と花子													
所在地	〒480-0127 愛知県丹羽郡大口町新宮1-10													
研修機関	医仁会 さくら総合病院													
所在地	〒480-0127 愛知県丹羽郡大口町新宮1-129													
研修機関														
所在地														
5	定員	20名												
6	受講料	¥160,000 保険料を含んでいます。別途テキスト代 実地研修のみを希望する方 ¥30,000（1科目の受講料となります）												
7	受講資格	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、 有料老人ホーム、等の介護関係施設、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、 訪問系サービス等に勤務の介護職員等（介護福祉士を含む）で、全てのカリ キュラムを受講出来る方。												
8	申込方法	<p>必要事項記入の上、受講申込書を受付期日までに医療法人 医仁会 さくら総合病院に郵送、または、持参してください。持参の場合は事前 にお問い合わせ先へ電話連絡してからご持参ください。</p> <p>申込者が研修の一部履修免除に該当する場合は、 修了証明書の写しもあわせて提出してください。</p> <p>申込書類確認の上、受講決定者には、下記期間内に順次、 「受講可否通知」にてお知らせいたします (連絡手段は郵送またはFAXとなります)。 受講可の方は、受講料振込のご案内も含まれます。</p> <p style="text-align: center;">受講決定案内期間 2026年 5月 22日～</p>												

9	募集期間	2026年 5月 7日 ～ 2026年 5月 21日 (必着) まで 定員数を超えた場合は、選考となります。
10	飲食 等	飲み物の自販機有り。昼食は持参してください。喫煙所はありません。

◎申込書類郵送先・お問い合わせ先

医療法人医仁会 さくら総合病院
〒480-0127
愛知県丹羽郡大口町新宮1-129
TEL 0587-95-6711 担当者 : 菅沢 由美子

◎注意事項

- ① 先着順受付ではありません。申込書類を確認し、研修受講に適格と認められた方のみ受講可といたします。
- ② 以下の方は、研修の一部履修免除対象となりますので、「修了証明書」の写しを申込時に必ず提出してください。
 - (1) 法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者（履修の範囲）基本研修
 - (2) 法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者（履修の範囲）基本研修及び実地研修
 - (3) 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者
（履修の範囲）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」
 - (4) 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者（履修の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）
 - (5) 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者
（履修の範囲）基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）
 - (6) 平成24年度以降に登録研修機関において、たんの吸引等研修第2号研修を修了した者
（履修の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）、実地研修（上記研修において修了した行為に限る）
 - (7) 平成24年度以降に登録研修機関において交付された「一部履修証明書」をお持ちの方
（履修の範囲）履修した科目
- ③ 受講可否通知は2026年5月22日以降に、順次申込者全員に郵送又はFAXします。
万一通知が届かない場合は、お問合せ下さい。
- ④ 受講票送付後の受講者都合によるキャンセル・辞退については返金いたしません。
※中途解約に応じるケース
転勤・長期入院・不測の事態により学習継続が困難と判断出来た場合
・受講者から解約・辞退の申込みがあった日当日から3日以内に契約を終了します。

・受講料の返金は未受講分50%を違約金として徴収し残金は返金致します。

- ⑤ 本研修修了者には主催者より「喀痰吸引等修了証明書」をお渡ししますが、実際にたん吸引の行為をおこなうためには、修了証明書受領後、各自愛知県に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を申請する必要があります。その場合は事業者も別途県に「登録特定行為事業者」としての登録申請が必要ですのでご承知置きください。